

# BTMU CHINA WEEKLY

## EXPERT VIEW :【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2010 年 8 月中旬から下旬に公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[行政法規]</p> <p>○「国務院弁公庁の『国務院の外資利用業務を更に適切に行うことに関する若干の意見』貫徹実施の業務分担案の印刷・発布に関する通知」(国弁発[2010]128号、2010年8月18日発布・実施)</p> <p>[規則]</p> <p>○「国家発展改革委員会の『中部地区振興計画』実施意見の印刷・発布に関する通知」(発改地区[2010]1827号、2010年8月12日発布・実施)</p> <p>○「国家品質監督検疫総局公告 2010年第88号(「食品生産許可審査通則(2010年版)」の発布について)」(2010年8月23日公布・実施)</p> <p>○「特許権質権登記弁法」(国家専利局令第56号、2010年8月26日公布、同年10月1日施行)</p>	<p>今年4月に発布された左記の「若干の意見」について、部門間の業務分担を定めたもの。「若干の意見」の内容は本誌4月22日号の解説記事をご参照。「外商投資産業指導目録」改訂は国家発展改革委員会が主担当、認可権の地方委譲と手続きの簡素化は商務部が主担当など。本通知は、関係部門に「若干の意見」を速やかに実施するよう促すことが狙い。今後、関係部門から具体的な措置が発表されるものと見られる。</p> <p>昨年9月に国務院が認可した「中部地区振興計画」の実施に関する通知。同計画にある8大重点任務(食糧生産基地建設、エネルギー・原材料基地建設、現代設備製造基地・高技術産業基地建設、総合交通運輸網建設、重点地区発展、省エネルギー・環境保護、社会事業発展、体制改革・対外開放)について、中部地区6省と国務院関係部門に対して責任分担の明確化、共同推進の強化、督促と検査の厳格化、分析評価の強化を求めている。</p> <p>「食品安全法」(2009年6月1日施行)等に基づく「食品生産許可審査通則(2010年版)」の公布に関する公告。2004年版に代わるもの。審査の手続き・重点のほか、申請書類の書式と記入上の注意事項などに関する詳細な説明が記されている。食品生産企業は必見。</p> <p>従来の「特許権質権契約登記管理暫定施行弁法」(1996年10月1日施行)を実質的に改正したもの。「物権法」(2008年10月1日施行)の制定により、特許権を含む知的所有権に対する質権設定は登記によって権利が生じるとされたこと、「特許法」(2000年8月25日改正法施行)の改正により、特許権の抹消手続きに関する規定が削除されたことなどから、改正されたもの。</p>
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**中部振興計画 年内にも具体化**: 国家発展改革委員会(発改委)は25日、「中部地区振興促進規画の実施意見」を発表した。山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南の中部地区6省については、昨年9月、国務院が「中部地区振興促進規画」(以下「規画」)を採択し、今後5~10年での振興・発展を目指している。「規画」では、中部地区を①食糧生産基地、②エネルギー・原材料基地、③設備製造業・ハイテク産業基地、④総合交通輸送ハブと位置付けた上で、一人当たりの平均GDPや都市化率等12項目に亘って、2015年までの発展数値目標を定めている(※右表参照)。今回の実施意見は、これらの数値目標及びその他の発展目標に対して、年度別、地域別に具体化した実施案を、本年12月末までに発改委及び国務院の関連部門に提出することを求めたもの。また、発改委は同時に「中部地区都市群の発展に関する指導意見」を発表し、武漢都市圏ほか6つの都市群(※)を中部振興の重要な地域とし、その発展を指導し支持する姿勢も示している。

※武漢都市圏(湖北省)、中原都市群(河南省)、長株潭都市群(湖南省)、皖江都市帯(安徽省)、環鄱陽湖都市群(江西省)、太原都市圏(山西省)

中部地区振興促進の主要規画指標

種別	指標	2008年	2015年目標
経済発展	地区一人当たりの平均GDP(元)	17,833	36,000
	穀物総合生産能力(万吨)	16,400	16,800
	都市化率(%)	40.3	48.0
	都市住民一人当たりの平均可処分所得(元)	13,156	24,000
資源環境	農村住民一人当たりの純収入(元)	4,428	8,200
	耕地保有量(千ヘクタール)	29,000	29,000
	GDP1万元当たり消費エネルギー削減(%)	4.4*	累計25
	付加価値ベース工業生産1万元当たり用水量(t)	148	105
社会発展	工業固体廃棄物の総合利用率(%)	60	80
	森林カバー率(%)	35.7	38.0
	都市登記失業率(%)	4.0	4.0
	新型農村協力医療保険加入率(%)	90.3	近100

\*2006-2008年の平均値

### 【貿易・投資】

◆**珠海経済特区 10月1日より範囲拡大**: 広東省の珠海経済特区設立30周年にあたる8月26日、国務院は珠海経済特区の範囲を2010年10月1日から珠海市全域に拡大することを発表した。同経済特区は、当初の6.8km<sup>2</sup>から、15.16km<sup>2</sup>、121km<sup>2</sup>、227.46km<sup>2</sup>へと3回の拡大を経て、今回珠海市全域にまで広がった。範囲拡大により、特区内外の経済発展の不平衡、特区内開発用地の不足、産業集約化の遅れ、「同一都市に二つの法律」等の問題解決に繋がるとしている。なお、珠海市のみならず、他の経済特区でも、発展に伴う様々な地域特有の問題が顕在化しており、改革開放の「窓口」である経済特区の持続的発展のためには、地域拡大措置が一つの有効な手段になるとして注目されている。

### 【金融・為替】

◆**外管局 輸出外貨収入の海外留保を試験的に許可**: 国家外貨管理局(外管局)は8月27日、「貨物貿易輸出収入の域外留保管理試行弁法」を新たに発表した。企業の資金運用効率を向上し、貿易の利便性を高める為に、北京市、広東省、山東省、江蘇省の4地域で、国内企業の輸出外貨収入の域外留保を試験的に許可することとした。試行開始日は2010年10月1日、試行期間は1年間で、各地の外管局が試行企業の審査、認可を行い、その数はそれぞれの地域で10社以下に限られる。試行企業の申請条件については、輸出入規模が大きい、輸出収入を域外に留保する実需がある、財務状況が良好である等と規定されている。また、域外口座の収支範囲については、収入は輸出収入、支出は貨物貿易項目関連、域外請負業務関連の費用等に限定され、収支状況に関する外管局への定期報告も求められている。さらに、企業の域外留保年間金額は前年度輸出収入の一定比率に制限し、具体的な比率は各地が独自に決定する。なお、2008年改訂の「外貨管理条例」では、国内企業の外貨収入は域外へ留保することができるとしていたが、具体的な細則はなかった。

## 人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数				
	Open	Range	Close	前日比	Close					前日比			
2010.8.23	6.7960	6.7958~6.8008	6.8003	0.0101	7.9650	0.0081	0.8745	0.0012	8.6352	-0.0263	1.9500	2766.04	-2.95
2010.8.24	6.7997	6.7905~6.8015	6.7972	-0.0031	8.0494	0.0844	0.8741	-0.0004	8.5828	-0.0524	1.7600	2776.85	10.81
2010.8.25	6.7985	6.7974~6.8002	6.7986	0.0014	8.0374	-0.0120	0.8742	0.0001	8.6278	0.0450	1.7800	2720.39	-56.46
2010.8.26	6.8020	6.7912~6.8040	6.7998	0.0012	8.0258	-0.0116	0.8743	0.0001	8.6381	0.0103	1.8400	2727.53	7.14
2010.8.27	6.7990	6.7970~6.7990	6.7982	-0.0016	8.0273	0.0015	0.8738	-0.0005	8.6410	0.0029	2.7500	2735.20	7.67

## RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は 6.7960 で寄り付いた。米国の先行き不透明感の高まりや、欧州ソブリン問題の再燃も懸念される中、一時は週間安値となる 6.8040 まで軟化したが、概ね 6.79 台から 6.80 台乗せの値幅で推移し、結局、6.7982 で越週した。今週は購買担当者景気指数(3ヶ月ぶりの上昇が予想されている)の発表、週末にはG20財務次官・中央銀行副総裁会議の開催を控える中、足元で膠着した商状となっている人民元相場に対する国際的な圧力が強まることも予想される。ただ、世界的な情勢を踏まえれば中国経済の先行きに対する見通しも予断を許さないものとなっており、人民元相場は引き続き 6.79~6.80 台での推移を予想する。(8月30日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。また、当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。